

自主行動基準

2022年9月3日総会承認

#

(前文)

一般社団法人日本リハビリテーション工学協会(以下当協会という)は、生活を行う上で障害を有する当事者に対し、その生活を豊かに実現するための工学的支援技術を発展・普及させるとともに、この技術を通じて学術・文化・産業の振興に寄与することを目的として活動している。この活動に際して、法令を遵守し、社会における使命と責任を自覚する。そのための行動規範を定める。

(社会的責任)

当法人は、その目的に従い、当事者の生活を豊かに実現するための工学的支援技術の発展・普及に貢献する重大な責務を負っていることを認識し誠実に行動するとともに、支援技術による学術・文化・産業の振興への寄与によって、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

当法人は、関連法令及び定款、その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。関連法令のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、個人情報保護に関する法律、特定商取引に関する法律などで、開示・公開が求められる事項については、可及的速やかにこれを実施する。関連法令の改正が行われた場合には、対応する規定の改正を行う。

(障害者権利条約)

当法人は、日本も批准している「障害者の権利に関する条約」(略称「障害者権利条約」)で定められている、(1)一般原則(障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等)、(2)一般的義務(合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等)、(3)障害者の権利実現のための措置(身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定)に賛同し、これを遵守し、条約の実施のための工学的支援の提供を追求する。

(当事者の参画)

当協会は、障害者権利条約の起草過程で繰り返し使われたスローガン「“Nothing About Us Without Us” (私たちのことを、私たち抜きに決めないで)」の精神を重んじ、当協会の事業及び活動について当事者の参画を積極的に進めるものとする。

(障害者差別の解消)

当協会は、「障害者権利条約」ならびに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(略称「障害者差別解消法」)を順守し、障害を理由として差別すること、およびその他の権利利益を侵害する行為を行わない。また、障害者差別解消法が目指す、「障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会」の実現のため、工学的支援技術の発展をもってこれに寄与していく。

(人権保護とあらゆる差別の排除)

当法人は、その事業・活動において、障害を理由とする差別以外にも、疾病、人種、出身地域、出身国、宗教、信条、性別、年齢、または性的指向等によって個人を差別せず、人権を保護し、自由と人格を尊重する。

(研究倫理)

当協会の目的を達成するための研究活動は、当事者の生活に直結するものであり、高い倫理性求められる。研究倫理については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス」に準拠し、リハ工学カンファレンス発表や協会誌投稿などの各規程に従うものとする。

(研究公正・利益相反)

当協会の目的を達成するための研究活動は、正直でフェアなものでなければならない。研究成果の、ねつ造、改ざん、盗用、などの特定不正行為を為さず、また、前人の貢献を誠実に評価して研究成果の公表に際してフェアに明示する。研究公正を保つために、当該研究に関連して起こり得る利益相反(COI)について、当事者の不利益にならないよう十分に配慮し、研究計画書に記載しなければならない。研究対象者にインフォームド・コンセントを求める際に COI について十分に説明し、発表の際に COI を開示しなければならない。

(議論)

当法人における支援技術の研究・開発・普及等にかかわる議論や意見交換は、積極的に行われるべきであるが、当事者に適切な支援技術を提供するという共通の目的のもとで、批判的な議論を避け、発展的・建設的な議論が行われるよう努めなければならない。

(国際貢献)

当法人は、GAATO(Global Alliance of Assistive Technology Organization:世界支援技術団体連合)の一員として、国際的な支援技術の普及発展に努めるとともに、GAATO と WHO(世界保健機構)が交わした覚書に従い、支援技術へのアクセスを改善することを目標とした国際的な取り組みに参画する。

(災害対策)

当法人は、災害対策委員会活動および、JRAT(一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会)等の活動を通じて、支援技術を通じて当事者の防災・減災に寄与するとともに、被災当事者に対する支援技術の提供に積極的に貢献していく。

(本基準の改訂)

本基準は、常に見直し、注釈を加えたり改訂を繰り返したりしながら、よりよいものに発展させ続ける。また、関連法令や指針等の制定や改正の際には遅滞なく対応することとする。本基準の改定は、理事会で審議された後、社員総会で承認されなければならない。

(附則)

本基準は、2022年9月3日より実施するものとする。